

議案第 33 号

大口町国民健康保険税条例の一部改正について

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 24 年 4 月 4 日提出

大口町長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正に伴い、東日本大震災の被災者等の負担軽減を図るため、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大口町国民健康保険税条例（昭和41年大口町条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第6項（附則第7項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第6項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

大口町国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>附 則 1～16 略 <u>（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）</u> 17 <u>世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第6項（附則第7項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第6項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。</u></p>	<p>附 則 1～16 略</p>

大口町国民健康保険税条例の一部改正要旨

概 要

東日本大震災の被災者等の負担軽減を図るため、国民健康保険税の所得割を賦課する場合において震災特例法に規定する被災居住用財産の敷地を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例となる譲渡期限を3年から7年に延長する特例を適用するもの。